

三労発基0824第1号
令和8年8月24日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 ※メール送付 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
(個人ばく露測定等関係)

平素より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）については、令和7年5月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和8年10月1日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第196号。以下「整備政令」という。）が令和8年6月17日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第116号。以下「整備省令」という。）及び作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和8年厚生労働省告示第279号。以下「OH告示」という。）が令和8年7月29日に公布又は告示され、いずれも令和8年10月1日（整備省令の規定の一部については、令和8年8月1日又は令和8年9月1日）に施行又は適用されるところですが、その趣旨、内容等については、下記のとおりですので【別添リーフレット参照】、貴団体におかれましても、周知等につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和6年4月23日付け三労発基第0423第3号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（以下「令和6年通達」という。）は廃止します。

記

第1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条及び第65条の2においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に

基づいて適切な措置を講ずることを事業者に義務付けている。また、作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条において、安衛法第65条第1項の作業場のうち政令で定めるものを「指定作業場」と定義し、作環法第3条の規定により「指定作業場」について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させること等が義務付けられている。

一方、個人ばく露測定は、従来は作業環境測定ではなく、安衛法第22条又は第57条の3第1項の規定に基づく措置として規定され、このうち、安衛法第22条に基づく措置である、改善困難な第三管理区分作業場又は金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場における個人ばく露測定等については、その測定方法が、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示341号。以下「第三管理区分告示」という。）又は金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号。以下「金属アーク告示」という。）で定められ、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）によりその実施者の要件が定められることで、測定精度の担保がなされることが予定されていた。しかし、安衛法第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たって、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「リスクアセスメント指針」という。）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）に基づき行う個人ばく露測定については、その方法及び測定実施者の要件が定められておらず、測定精度の担保に課題があったところである。

また、作業環境測定の結果を踏まえた安衛法第65条の2の規定による改善措置の評価のための測定については、従来明確には作業環境測定として位置づけられておらず、作業環境測定士に当該測定を実施させるべき指定作業場とはされていなかったところである。

今般、改正法において、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その測定精度の担保を図ることとした。具体的には、安衛法第65条の3を新設し、安衛法第22条の健康障害防止措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるとき又は安衛法第65条の2第1項の改善措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないとされるとともに、安衛法第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとされ、これらの作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）に従って行わなければならないとされた。

また、作環法第2条第3号の新設により、個人ばく露測定を作業環境測定として明確に位置づけるとともに、作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならない指定作業場（作環法第2条第4号）に、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加された。

これを受けて、整備政令において、当該指定作業場を定め、整備省令においては、安衛法第65条の3第1項及び第2項に係る指定作業場、安衛法第65条の3第1項及び第2項の厚生労働省令で定めるとき、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件等を規定するとともに、改正法の施行に伴い令和6年改正省令を廃止することに伴う所要の改正等を行うものである。

第2 改正の要点

I 改正法関係

- (1) 作業環境測定の定義を、作業環境の実態（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。以下同じ。）とするとともに、個人ばく露測定の定義を、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいうものとしたこと。（安衛法第2条第4号及び作環法第2条第3号関係）
- (2) 事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないこととしたこと。また、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う作業場における危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うこととしたこと。（安衛法第65条の3第1項から第3項まで関係）
これらの作業環境測定は、測定基準に従って行わなければならないこととしたこと。（安衛法第65条の3第4項関係）
- (3) 安衛法第65条の3の新設により、従来安衛法第22条、第57条の3第1項又は第65条の2第1項の規定により実施されていた測定は、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による作業環境測定として位置づけ直されたこと。このうち、安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定については、安衛法第119条第1号の規定により罰則が適用されること。（安衛法第65条の3第1項から第3項まで及び第119条第1号関係）

II 整備政令関係

作環法第2条第4号に規定する安衛法第65条の3第1項から第3項までの

規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものとして、次に掲げる作業場を規定したこと。（作環令第1条第2項関係）

- （1）安衛法第65条の3第1項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- （2）安衛法第65条の3第2項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- （3）安衛法第65条の3第3項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

Ⅲ 整備省令関係

1 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

- （1）安衛法第65条の3第1項の厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるときとしたこと。（安衛則第42条の5関係）

ア 改善困難な第三管理区分作業場において労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき

イ アによる測定を行った後、当該第三管理区分作業場において、6月以内ごとに1回、定期的に、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき

ウ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等

- （2）安衛法第65条の3第2項の厚生労働省令で定めるときは、安衛法第65条の2第1項の規定による改善措置の評価のための測定を行うときとしたこと。（安衛則第42条の6関係）

2 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）の一部改正

ア 改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤の濃度の測定方法（有機則第28条の3の2第4項関係）

改善困難な第三管理区分作業場において、保護具の選定等を行うために有機溶剤の濃度の測定を行う場合には、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法（有機則第28条の3の2第4項第1号イ等に掲げる方法をいい、以下「イに掲げる方法」という。）又は作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第3条第1項第1号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であって厚生労働大臣が定めるもの（有機則第28条の3の2第4項第1号ロ等に掲げる方法をいい、以下「ロに掲げる方

法」という。)により当該測定を行わなければならないこととし、

- ・ イに掲げる方法により当該測定を行う場合には、測定基準に従って当該測定を行うこととし、
- ・ ロに掲げる方法により当該測定を行う場合には、第三管理区分告示に従って当該測定を行うこととしたこと。

ただし、有機則第28条の3の2第3項の規定による測定（作業環境管理専門家が第三管理区分作業場を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、有機則第28条の3第2項の規定による測定）をロに掲げる方法により実施していた場合には、当該測定をもって有機則第28条の3の2第4項第1号における測定とすることができることとしたこと。

測定結果を踏まえた呼吸用保護具の選定については、測定の方法がイに掲げる方法又はロに掲げる方法のいずれであるかにかかわらず、第三管理区分告示の規定に基づき選定を行うこと。なお、改正後の第三管理区分告示の詳細は追って示すこととしているが、当該選定の方法は、現行の第三管理区分告示において示されている保護具の選定方法と同様の方法とする予定であること。

イ 改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤の濃度の測定実施者の要件（有機則第28条の3の4関係）

a デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定士若しくは作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に実施させること。

b 分析は、作環則別表第5号の作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士若しくは作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士であって、当該作業場の種類について登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。）又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関に実施させること。

(ア) aに定める者は、サンプリング（当該者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を行う場合には、都道府県労働局長（2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合は、厚生労働大臣。以下「都道府県労働局長等」という。）の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプリングに関する補助者の講習（以下「サンプリング補助者講習」という。）を修了した者に補助させることができる。

(イ) bに定める者は、分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験

科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能検定に合格した者（以下「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。

3 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、「特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）の一部改正

鉛則、特化則及び粉じん則について、2に準じた改正を行うものとしたこと。

ただし、特化則第36条の2第1項に規定する物のうち、特定個人サンプリング法等対象特化物（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）別表第3第1号3若しくは6又は同表第2号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物をいう。以下同じ。）以外のものについては、ロに掲げる方法により測定を行う必要があること。

また、特化則第38条の21第2項又は第4項の規定により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、保護具の選定等を行うために空气中の溶接ヒュームの濃度の測定を行う場合には、イに掲げる方法により当該測定を行わなければならないこととし、当該測定を行う場合には、測定基準に従って当該測定を行うこととしたこと。（鉛則第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号、特化則第36条の3の2第4項第1号及び第5項第1号並びに第38条の21第2項及び第4項並びに粉じん則第26条の3の2第4項第1号及び第5項第1号関係）

4 作環則の一部改正

（1）安衛法第65条の3第1項に係る指定作業場

ア 作環令第1条第2項第1号の厚生労働省令で定めるものは、1（1）のア、イ又はウのときに労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場としたこと。（作環則第1条の2関係）

イ 作環令第1条第2項第2号の厚生労働省令で定めるものは、1の（2）のときに作業環境測定を行う作業場としたこと。（作環則第1条の3関係）

（2）安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により指定作業場について作業環境測定を行う者の要件

ア 安衛法第65条の3第1項の規定により指定作業場について行う作

業環境測定の実施者の要件（作環則第3条の2関係）

（ア） 安衛法第65条の3第1項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させること。

b 分析は、第一種作業環境測定士のうち、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場の種類（特化則第38条の21第2項又は第4項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定（以下「溶接ヒュームの濃度測定」という。）を行う場合においては、同表第4号の作業場の種類）について登録を受けているものに実施させること。

（イ） （ア）による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。

b 分析は、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場の種類（溶接ヒュームの濃度測定を行う場合においては、同表第4号の作業場の種類）について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類（溶接ヒュームの濃度測定を行う場合においては、同表第4号の作業場の種類）について指定を受けている指定測定機関に委託すること。

イ 安衛法第65条の3第2項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第3条関係）

安衛法第65条第1項の規定による作業環境測定の実施者の要件と同様の要件を規定したこと。

ウ 安衛法第65条の3第3項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第3条の3関係）

（ア） 安衛法第65条の3第3項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させること。

b 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、それぞれ厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させること。

- (イ) (ア)による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。
 - a デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。
 - b 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、(ア)のbに規定する者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。
- (3) 作環法第4条第3項の規定によりサンプリング又は分析の業務を補助する者（以下「補助者」という。）の業務及び要件
 - ア 作環法第4条第3項の個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものは、指定作業場について行う個人ばく露測定の業務のうち、次に掲げるものとしたこと。（作環則第3条の4関係）
 - (ア) サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務
 - (イ) 分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、一級化学分析技能士が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務
 - イ 作環法第4条第3項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者としたこと。（作環則第3条の5関係）
 - (ア) サンプリングについては、サンプリング補助者講習の修了者
 - (イ) 分析については、一級化学分析技能士
- (4) 作業環境測定士となることができる者の資格（作環則第5条及び第5条の2の2関係）
 - ア 改正法において、作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えることとしたことを踏まえ、改正後の作環法第5条の厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験として、改正法等による改正前に当該受験資格として定められていた労働衛生の実務に従事した経験年数と同様の年数を規定したこと。
 - イ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であって、試験に合格していない者等は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有するものとしたこと。
- (5) 作業環境測定士等の登録事項（作環則第6条第1項第5号及び第6号、

第52条並びに様式関係)

作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を追加し、作業環境測定士の登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること」を追加するとともに、関連する様式を整備したこと。

- (6) 登録サンプリング補助者講習機関等に係る手続等（作環則第51条の10から第51条の25まで及び様式関係）

ア サンプリング補助者講習を行う機関の登録に係る手続等に係る規定及び様式を新設したこと。なお、サンプリング補助者講習の講習内容については、別途告示を定める予定であること。

イ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに係る登録講習機関の様式を整備したこと。

- (7) 作業環境測定機関による作業環境測定の実施（作環則第61条、第61条の2及び第61条の3関係）

指定作業場について安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により行う作業環境測定については、作環則第3条を改正し、並びに作環則第3条の2及び第3条の3を新設し、事業者が使用する作業環境測定士に当該作業環境測定を実施させることができないときは、作業環境測定機関等に委託しなければならないこととされた。これを受け、委託を受けた作業環境測定機関が、指定作業場について安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による作業環境測定を行うときは、作環則第61条から第61条の3までの規定に定めるところによらなければならないこととしたこと。

5 令和6年改正省令の廃止

改正法による作環法第2条第4号の改正等に伴い、安衛法22条に基づき第三管理区分等における測定の実施者の要件等を規定していた令和6年改正省令を廃止する。

IV OH告示

Ⅲの4(4)イの個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者として、公益社団法人日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者(以下「オキュペイショナルハイジニスト等」という。)を定めたこと。

V 施行日及び適用日並びに準備行為及び経過措置

- (1) 改正法、整備政令、整備省令及びOH告示については、令和8年10月1日から施行又は適用すること。ただし、Vの(3)から(7)まで、(10)、(11)及び(14)については、令和8年8月1日から、Vの(2)、(8)、(9)、(12)及び(13)については、令和8年9月1日から施行すること。
- (2) 整備省令により令和6年改正省令を令和8年9月1日に廃止することとする。ただし、その廃止の際現に令和6年改正省令附則第3条第2項の規定による登録を受けている者(以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。)については、当該登録を受けた日から起算して5年を経過する日までの間は、令和6年改正省令第5条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号。以下「令和6年改正後旧登録省令」という。)第1条の2の44の17に規定するデザイン等講習((3)において「デザイン等講習」という。)又はサンプリング講習((4)において「サンプリング講習」という。)に係る業務を引き続き行うことができること。
(附則第3条第1項関係)
また、令和6年通達は、本通達により廃止する。ただし、整備省令附則第3条の経過措置により旧登録個人ばく露測定講習機関が行う業務等については、なお従前の例による。
なお、旧登録個人ばく露測定講習機関は、令和6年改正後旧登録省令第1条の2の44の20の規定による登録の更新を行うことができないこと。
(附則第3条第2項関係)
- (3) 令和8年9月1日前に令和6年改正省令附則第4条第2項の規定により行われたデザイン等講習又は同日以降に旧登録個人ばく露測定講習機関が行うデザイン等講習(以下「旧デザイン等講習」という。)は、作環則第6条第1項第5号イに規定する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する科目(以下「個人ばく露測定の科目」という。)とみなすこと。(附則第4条第1項関係)
- (4) 令和8年9月1日前に令和6年改正省令附則第4条第2項の規定により行われたサンプリング講習又は同日以降に旧登録個人ばく露測定講習機関が行うサンプリング講習(以下「旧サンプリング講習」という。)は、サンプリング補助者講習とみなすこと。(附則第4条第2項関係)
- (5) 旧デザイン等講習の修了証は、個人ばく露測定の科目の修了証とみなすこと。(附則第5条関係)
- (6) 旧サンプリング講習の修了証は、サンプリング補助者講習の修了証とみなすこと。(附則第6条関係)

- (7) 作業環境測定士が令和8年10月1日前に旧デザイン等講習又は個人ばく露測定科目を修了した場合は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができることについて、同日前においても、作業環境測定士登録証の書換えの申請を行うことができること。（附則第7条第1項関係）

また、作業環境測定機関について、同日前であっても、作業環境測定機関の登録の申請及び登録証の書換えの申請並びに業務規程の届出（変更の届出を含む。）を行うことができること。（附則第7条第2項から第5項まで関係）

- (8) 個人ばく露測定科目を行う登録講習機関としての登録を受けようとする者は、令和8年10月1日前であっても、都道府県労働局長等に対して当該登録の申請を行うことができること。（附則第8条第1項関係）

また、当該登録を受けた者については、同日前においても、個人ばく露測定科目を行うに当たって必要な業務規程の届出等を行うことができること。（附則第8条第3項関係）

- (9) (8)の登録を受けた登録講習機関は、令和8年10月1日前に個人ばく露測定科目を実施する場合は、同日前においても、個人ばく露測定科目を実施する計画を作成し、当該計画に基づいて実施しなければならないこと。（附則第9条第1項関係）

また、同日前に個人ばく露測定科目を実施した場合は、同日前においても、講習修了証の交付及び再交付並びに帳簿の作成、保存及び引継ぎ等を行わなければならないこと。（附則第9条第2項から第4項まで関係）

- (10) 作環則第6条第1項第5号又は第6号に掲げる区分に該当する者（(14)の適用を受ける者を除く。）は、令和8年10月1日前においても、当該区分に応じた登録事項について、作環則第7条の規定の例により、作環法第7条の登録を申請することができること。（附則第10条第1項関係）

また、オキュペイショナルハイジニスト等であって、既に作業環境測定士としての登録を受けている者は、令和8年10月1日前においても、作環則第6条第1項第5号に定める事項について、登録証の書換えを申請することができること。（附則第10条第2項関係）

- (11) 指定登録機関が作環則第6条第1項第5号又は第6号に定める事項について作業環境測定士登録証の交付又は書換えを行うに当たって、当該指定登録機関は、令和8年10月1日前においても、登録事務規程の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の申請を行うことができること。（附則第11条第1項関係）

また、この場合において、登録事務規程の認可を受けた指定登録機関が交付する作業環境測定士登録証は、同日前においても、整備省令によ

る改正後の作環則様式第2号によるものとする。こと。（附則第11条第2項関係）

- (12) 作環則第3条の5の登録を受け、サンプリング補助者講習を行おうとする者は、令和8年10月1日前においても、作環則第51条の10の規定の例により、都道府県労働局長等に対して登録の申請を行うことができること。（附則第12条第1項関係）

また、当該登録を受けた者については、同日前においてもサンプリング補助者講習を行うに当たって必要なサンプリング補助者講習の実施計画の届出等を行うことができることとしたこと。（附則第12条第3項関係）

- (13) (12)の登録を受けた作環則第51条の14に規定する登録サンプリング補助者講習機関は、令和8年10月1日前にサンプリング補助者講習を実施する場合は、同日前においても、サンプリング補助者講習を実施する計画を作成し、当該計画に基づいて実施しなければならないこと。また、同日前にサンプリング補助者講習を実施した場合においては、同日前においても、サンプリング補助者講習修了証の交付及び再交付並びに帳簿の作成、保存、引渡し及び引継ぎ等を行わなければならないこと。（附則第13条関係）

- (14) 令和8年10月1日時点で整備省令による改正前の作環則第5条第1項第2号若しくは第3号に該当する者又は改正前の作環則第5条の2の規定により第二種作業環境測定士の資格を有している者に該当していた者については、作環則第6条第1項第5号に定める事項に係る登録の申請又は登録証の書換えの申請をするためには、旧デザイン等講習若しくは個人ばく露測定の科目を修了すること又はOH告示に定めるオキュペイショナルハイジニスト等に該当する必要があること。（附則第14条関係）

第3 細部事項

I 改正法関係（安衛法第65条の3等関係）

安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定は、安衛則第42条の5各号の規定により、改善困難な第三管理区分作業場又は金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、保護具の選定等のために、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定としたこと。安衛法第65条の3第2項の規定による作業環境測定は、安衛則第42条の6の規定により、当該作業場の作業環境を改善するため必要な措置を講じたときに、その効果を確認するために行う測定としたこと。

また、安衛法第65条の3第3項の「必要に応じて」とは、リスクアセスメント指針及び技術上の指針に基づく以下の場合が含まれること。

- (1) リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働

者が当該物にばく露される程度を把握するために屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合

- (2) リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されているものについて、労働者が当該物にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合
- (3) リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されていないものについて、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合

なお、安衛法第65条の3第1項及び第3項の規定による作業環境測定は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められる測定である一方、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、これらの規定による当該作業環境測定に含まれないものであること。

II 整備省令関係

1 有機則、鉛則、特化則及び粉じん則（以下「有機則等」という。）関係（有機則第28条の3の2第4項及び第5項並びに有機則第28条の3の4等関係）

- (1) 改正前の有機則第28条の3の2等の規定においては、改善困難な第三管理区分作業場について、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定その他の方法による測定（個人サンプリング測定等）により、有機溶剤等の濃度を測定しなければならないとされていたが、今般の改正により、イに掲げる方法又はロに掲げる方法のいずれかにより有機溶剤等の濃度を測定しなければならないものとしたこと。
- (2) 改正前の有機則第28条の3の2等では、改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤等の濃度の測定の方法について、第三管理区分告示において、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法及びAB／CD測定の手法を用いた測定方法が示されていたところ、イに掲げる方法が前者の方法、ロに掲げる方法が後者の方法に該当し、今般の改正によって、改正前の有機則第28条の3の2等で定めていた測定方法の内容を実質的に変更するものではないこと。
- (3) イに掲げる方法による測定については、整備省令の施行前においては安衛法第22条に基づき有機則等において定められていた測定であり、第三管理区分告示において定める測定方法によらなければならないこととされていたものであるが、今般の改正により、当該測定は、安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定となることから、同条第4項の規定により、測定基準に従って行われなければならないものであること。
- (4) ロに掲げる方法による測定については、改正後も引き続き安衛法第22条

の規定に基づく措置としての測定であり、引き続き第三管理区分告示に従って行われなければならないものであること。

- (5) イに掲げる方法による測定は、安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による作業環境測定となり、作環法第 3 条等の規定により、作業環境測定士等による実施が義務付けられる一方、ロに掲げる方法による測定についても、労働者に有効な呼吸用保護具を選定するためにその精度を担保する必要があることから、有機則第 28 条の 3 の 4 等の規定により、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定士等に測定を実施させることとしたこと。
- (6) 特定化学物質に関する測定については、特化則第 36 条の 2 第 1 項に規定する物のうち、特定個人サンプリング法等対象特化物以外のものの濃度の測定を行う場合については、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定が困難であることから、ロに掲げる方法に限定しているものであること。なお、有機則第 28 条の 3 の 4 第 2 項及び第 3 項等に規定する補助者の要件は、イに掲げる方法のデザイン及びサンプリングの業務の補助者の要件と同様であり、その内容については 2 (2) を参照すること。
- (7) 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場における測定については、金属アーク告示において、従来も労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定方法のみが示されていたところ、今般の改正により、当該測定は安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による作業環境測定となることから、同条第 4 項の規定により、測定基準に従って行わなければならないこととなること。なお、測定基準においても、従来金属アーク告示において定めていた測定方法と同様の測定方法を定めることとしているため、当該測定の測定方法について、実質的な変更はないこと。

2 作環則関係

- (1) 作業環境測定の実施者等（作環則第 3 条、第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 関係）

作環則第 3 条の 3 第 1 項第 2 号の厚生労働大臣が定める要件については、追って告示を制定する予定であること。

- (2) 補助者の業務及び要件（作環則第 3 条の 4 及び第 3 条の 5 関係）

ア 整備省令第10条により廃止される令和 6 年改正省令による改正後の有機則等の規定においては、旧登録個人ばく露測定講習機関が行う旧サンプリング講習を修了することにより、旧登録個人ばく露測定講習機関が行う旧デザイン等講習を修了した作業環境測定士からサンプリングごとに指定する方法によりサンプリングの業務を行うことができるとされていたが、今般、改正法及び整備省令により作環法第 4 条第 3 項及び有機

則第28条の3の4が新設されたこと等により、旧サンプリング講習の修了者については、有機則第28条の3の2第4項第1号の測定等に係るサンプリングのサンプリング業務を補助する者として改められたものであること。なお、旧サンプリング講習の修了者は、整備省令附則に定める経過措置により、サンプリング業務の補助者として認められること。

イ 作環則第3条の4の「サンプリングごとに指定する方法」を書面で指定する場合に用いる標準的な様式は、別紙1に示すとおりであること。なお、サンプリングごとに指定する方法が、適切な請負の範囲内として認められるかどうかは、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）に基づき実態に即して判断されるものであることに留意すること。また、サンプリングの補助者がサンプリングの実施結果等を作業環境測定士に対して書面で報告する場合に用いる標準的な様式は、別紙2及び別紙3に示すとおりであること。

ウ サンプリングが終了した試料採取機器の回収・保存、分析機関への送付等の職務は、サンプリング方法を指定した作業環境測定士が行う必要があること。また、試料採取機器の回収等の際、当該作業環境測定士は、サンプリングの実施結果等を書面で確認するほか、必要に応じ、サンプリングを行ったサンプリングの業務の補助者（以下「サンプリング補助者」という。）に対して、サンプリングの実施状況やサンプラーの捕集状況等の聞き取り等を行うこと。なお、サンプリング補助者の業務には、作環則第3条の4に掲げる業務のほか、サンプリング終了時の測定対象者からの試料採取機器の取り外し、作業環境測定士に試料採取機器を引き渡すまでの間、試料採取機器の保存を行うこと等が含まれること。

エ 分析の業務について、整備省令第10条において廃止される令和6年改正省令による改正後の有機則等の規定においては、一級化学分析技能士が、自らが所属する事業場で採取された試料を分析することができることが規定されていたが、今般、改正法及び整備省令により作環法第4条第3項及び有機則第28条の3の4が新設されたこと等により、一級化学分析技能士は、作業環境測定士が行う分析の業務の補助をすることができることに改められたこと。一級化学分析技能士に補助させることができることとしたのは、自らの事業場で普段から分析している物質を分析する分には、所定の方法を正確に遂行する蓋然性が比較的高いと考えられるためであること。

オ 作業環境測定士は、分析の業務を一級化学分析技能士に補助させる場合には、当該一級分析技能士に対し、分析ごとに適切な分析方法を指定し、当該一級分析技能士は作業環境測定士が分析ごとに指定する方法により分析の業務を補助するものであること。なお、分析ごとに指定する

方法とは、前処理方法、分析機器、分析方法等を指定することが考えられること。

カ 一級化学分析技能士が実施できる分析方法とは、一級化学分析技能士の試験科目及びその範囲として能開則別表第12に規定されている重量分析の方法及び機器分析の方法をいうものであること。具体的な方法は、化学分析技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目において定められているため、留意すること。

(3) 作業環境測定士の実務経験の取扱い（作環則第5条及び第15条関係）

ア 作環則第5条及び第15条の改正は、作業環境測定士試験の受験要件として定められていた労働衛生の実務に従事した経験を作環法第5条の作業環境測定士となる資格を有する要件に移し、作業環境測定士試験を受験しやすくする趣旨であり、当該改正により、作業環境測定士試験の際に学歴等に加えて実務要件が必要とされていた者については、当該試験の際には実務要件が必要なくなり、作業環境測定士の登録の申請までに必要な実務経験を充足すればよいこととなること。

イ 作環則第15条第8号の規定により「8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する」ことをもって作業環境測定士試験を受験する者については、作環則第5条第1項第5号において登録の申請の際にも8年の実務経験の要件を定めているが、これは受験時に求めた8年以上労働衛生の実務に従事した経験があればよく、それ以上の実務経験を求める趣旨ではないこと。

ウ 試験受験の際に用いた学歴等と、作業環境測定士の登録の申請の際に用いる学歴等が異なる場合には、試験合格後の当該登録の申請の際までに、当該登録の申請の際に用いる学歴等に応じた実務経験を満たしている必要があること。

(4) オキュペイショナルハイジニスト等の取扱い（作環則第5条の2の2及びOH告示関係）

ア 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者として、オキュペイショナルハイジニスト等を定めたこと。これは、オキュペイショナルハイジニスト等の職務には、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれており、旧デザイン等講習又は個人ばく露測定の科目を修了した第二種作業環境測定士と同等以上の能力を有すると認められるためであること。なお、この改正は、オキュペイショナルハイジニスト等の職務を個人ばく露測定に限定する趣旨ではないこと。

イ 作環則第5条の2の2の規定より、オキュペイショナルハイジニスト等であって、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士として作環則第6条第1項第6号

の登録を受けた者は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリング以外の業務（ＡＢ／ＣＤ測定及び分析の業務）を行うことはできないこと。

なお、同号の登録を受けた者であっても、別途、作業環境測定士試験に合格後、講習を修了し、必要な年数の労働衛生の実務に従事した経験を得ること等により、第一種作業環境測定士としての登録又は第二種作業環境測定士登録証の書換えを受けた場合には、作環則第５条２の２以外の規定により作業環境測定士となった者と同様に、ＡＢ測定等を行うことが可能となること。

- (５) 登録事項の変更届の提出時期（作環則第５条の８、第５条の１４、第１７条の７及び第１７条の１６関係）

作環則第５条の８及び第１７条の７に規定する登録大学等及び登録試験免除講習機関の登録事項の変更の届出については、従来は変更しようとする日の２週間前までに行わなければならないとしていたが、改正法等によりインターネットの利用その他の適切な方法による公示が可能となったことから、変更の日から２週間以内に届け出ることとしたこと。

- (６) 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの登録区分について（作環則第６条第１項第５号及び第６号並びに第５２条第３号関係）

ア 作環則第６条第１項第５号及び第５２条第３号関係

改正法により個人ばく露測定が従来の作業環境測定に加えて新たに作業環境測定に位置づけられたことから、作環則第６条第１項第５号及び第５２条第３号において、作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録区分に、「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を新たに登録区分として追加したこと。

作環則第６条第１項第５号イは、作環法第５条の作業環境測定士講習の講習科目のうち、個人ばく露測定の科目を修了した者に対して、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

同号ロは、以下の者について、個人ばく露測定の科目を修了せずとも、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

- ・ 作環則第５条の２の２以外の規定により作業環境測定士となる資格を有し、既に作業環境測定士としての登録を受けている者のうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者
- ・ 作業環境測定士試験に合格している者であって、未だ作業環境測定士の登録を受けていないもののうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者
- ・ 作業環境測定士試験の全科目が免除され、作業環境測定士講習（個

人ばく露測定科目を除く。)を修了した者であって、未だ作業環境測定士の登録を受けていないもののうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者

同号ハは、厚生労働大臣による認定により作業環境測定士の資格を有する者及び登録大学等の卒業により第二種作業環境測定士としての資格を有する者について、個人ばく露測定科目を修了せずとも、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

イ 作環則第6条第1項第6号関係

作環則第6条第1項第6号は、作環則第5条の2の2の規定により個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有する者が登録を受ける区分として、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングの実施に限った区分を新設するものであること。

なお、作業環境測定士の登録の申請を行う際に、様式第1号の⑬欄に記入する、作業環境測定士となる資格を有する理由については、オキュペイショナルハイジニスト等においては、例えば、「作業環境測定士試験には合格しておらず、公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニストの資格を有する。」があること。

(7) 作業環境測定士の登録又は書換えの手続（作環則第7条第2項及び第9条関係）

従来、作業環境測定士の登録又は書換えの申請時には、作業環境測定士試験合格証、登録講習修了証等を都道府県労働局長に対して提示することが義務付けられていたが、オンライン手続に対応した方法に改正する趣旨から、合格書等又はその写し等を添付することで当該申請ができるようにしたものであること。また、作環則第7条第2項の「これらに代わるべき書類」については、例えば、医師免許証の写し、公益社団法人日本作業環境測定協会の発行するオキュペイショナルハイジニストの認定証の写し等が想定されること。なお、当該登録の申請に当たっては、申請者の写真の添付を従来求めていたものであるが、これを不要としたこと。

(8) 登録サンプリング補助者講習機関に係る手続等（作環則第51条の10から第51条の25まで及び様式関係）

令和6年改正省令においては、旧サンプリング講習を修了した者が、作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法によってサンプリングの業務を行うことができることが予定されていたが、今般、整備省令において新設したサンプリング補助者として改められたことから、令和6年改正省令に規定された登録省令における旧登録個人ばく露測定講習機関の手続等に関する規定と同様の規定を登録サンプリング補助

者講習機関の手続等の規定として作環則第51条の10から第51条の25までに新設したこと。

登録サンプリング補助者講習機関が行うサンプリング補助者講習の講習科目の細目については、追って告示を制定する予定である。

(9) 登録講習の受講の手続（作環則様式第8号関係）

様式第8号備考5は、同様式の④欄（受けようとする科目）のうち3（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人ばく露測定に係るものに限る。））については、それを単独で受講することはできず、3と4（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。））を同時に受講するか、既に4を受講済みの者のみが受講することができることを規定した趣旨であること。

また、2（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。））についても同様に、2と4を同時に受講するか、既に4を受講済みの者でなければ受講できないこと。

3 附則関係（附則第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条及び第14条関係）

(1) 安衛法第65条の3第1項に基づき実施する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの手法は、廃止する令和6年改正省令において安衛法第22条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るデザイン及びサンプリングの手法と同様であることから、附則第4条第1項において、旧デザイン等講習を個人ばく露測定の科目とみなすものであること。

(2) 安衛法第65条の3第1項に基づき実施する個人ばく露測定に係るサンプリングの手法は、廃止する令和6年改正省令において安衛法第22条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るサンプリングの手法と同様であることから、附則第4条第2項において、旧サンプリング講習をサンプリング補助者講習とみなすものであること。

(3) 附則第5条は、(1)のとおり旧デザイン等講習を個人ばく露測定の科目とみなすことから、旧デザイン等講習の講習修了証を個人ばく露測定の科目の講習修了証とみなすことにより、作環則第6条第1項第5号に定める事項について作業環境測定士の登録の申請又は登録証の書換えの申請を行うにあたり、旧デザイン等講習の講習修了証を、登録事項（書換えの申請にあつては、変更後の登録事項）を証する書面として使用することができることとする趣旨であること。

(4) 附則第6条は、(2)のとおり、旧サンプリング講習をサンプリング補

助者講習とみなすことから、旧サンプリング講習の修了証をもってサンプリング補助者の資格を有することを証することができることとする趣旨であること。

- (5) 附則第7条第1項は、(3)における登録証の書換えの申請を、令和8年10月1日前であっても行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第2条第3項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

- (6) 附則第7条第2項は、(5)に関連して、作環則第52条第3号に定める事項に係る作業環境測定機関の登録証の書換えの申請を、令和8年10月1日前であっても行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第2条第3項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

- (7) 附則第10条第1項は、附則第14条の適用を受ける者を除き、作環則第6条第1項第5号又は第6号に掲げる区分に該当する者については、令和8年10月1日前であっても、作業環境測定士の登録の申請を行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第2条第3項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

- (8) 附則第10条第2項は、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有しており、既に作業環境測定士の登録を受けている者は、令和8年10月1日前であっても、作業環境測定士登録証の書換えを行い、登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を追加することができることとする趣旨であること。なお、既に作業環境測定士の登録を受けている者は、作環則第6条第1項第6号に定める「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること」について登録を受けることができないことに留意すること。

- (9) 附則第14条は、令和8年10月1日以前においては、作環則第5条第2項第3号及び第4号に掲げる者については、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する知識及び技能を有するか否かを含めて認定されておらず、また、第5条の2に掲げる者については、別途改正する予定の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法(平成21年厚生労働省告示第145号)により定められた科目を登録大学等で修了していないため、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けるには、旧デザイン等講習若しくは個人ばく露測定の科目の修了又はオキュペイショナルハイジニスト等の資格を有することが必要となる趣旨であること。

なお、附則第14条に関連して、同条の規定の適用を受けない、令和8年10月1日以降に作環則第5条第2項第3号及び第4号の規定により厚生労働大臣が認定する者とは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する知識及び技能を有するか否かを含めて認定されること。また、令和8年10月1日以降に作環則第5条の2の規定により登録大学等を卒業する者は、別途改正する予定の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法により定められた科目を登録大学等で修了することとなる。これらのことから、作環則第6条第1項第5号ハの規定により、これらの者は、個人ばく露測定の科目の受講等を要することなく、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けることができることとする趣旨であること。

